

## ご利用までの流れ



※ 受給者証のない方はお住まいの自治体に障害福祉サービス受給者証の申請を行っていただけます。

## ご利用いただける方

- ・ 精神科に通院中 または 精神保健福祉手帳をお持ちの方。
- ・ 18歳以上で、週1回以上通所できる方。60歳以上の方は、ご相談ください。
- ・ ご本人に通所の意志があり、主治医や関係機関の紹介者、ご家族などの協力を得られる方。
- ・ 通所目的を職員と共有し、相談しながら活動できる方。

## お問い合わせ・お申込み

就労継続支援B型  
自立訓練(生活訓練)  
オープンスペース本郷町  
〒192-0054  
東京都八王子市小門町75-7  
エイビット小門町ビル



1F:042-625-7317  
2F:042-621-0064  
042-634-8630  
<http://mindhachioji.org>

## アクセス



- 徒歩  
JR西八王子駅下車  
徒歩15分
- バス  
八王子駅北口乗車  
本郷横丁バス停下車  
徒歩5分

就労継続支援B型 自立訓練(生活訓練) 就労定着支援

# オープンスペース 本郷町



あなたにもできる  
作業があります!  
自信回復・ステップアップ

たくさんの作業メニューを用意しています。  
手や身体を動かして、人と話して、  
生活にメリハリをつけましょう。  
生活の基礎づくりから、就労準備まで、  
年代や目的別の作業グループで、  
幅広い希望やニーズに対応します。

〈20代グループ〉〈活動グループ〉〈富士森グループ〉

精神障害者、その家族、そして市民の方々が



をもって暮らせるまちづくりをめざします。





## 開所日時・週間スケジュール

	月	火	水	木	金
午前 10:00 ▼ 12:00	室内作業	室内作業	室内作業 ポスティング	室内作業 ポスティング	室内作業 ポスティング
午後 13:00 ▼ 15:00	室内作業	室内作業	室内作業 ポスティング	室内作業 ポスティング	室内作業 ポスティング

※作業時間は45分1セットで、合間に15分の休憩あり。午前中2セット、午後2セットが基本スタイルです。

## 作業内容

### 室内作業



ダイレクトメール(丁合・封入・封かん・宛名ラベル貼り・結束)  
各種加工食品の包装・袋つめ・箱おり等、内職作業全般

### 屋外作業



フリーペーパー、チラシ等のポスティング

### 施設外作業



企業に出向して実習(随時)

### プログラム



スポーツ・外出レク・ストレッチ体操・調理  
各種セミナー(就職・歯磨き・栄養・一人暮らし等々)

## 活動について

### 年代別グループ

オープンスペース本郷町では、2つの通所事業の中でも、  
通遊型(20～30代)のグループと、  
定着型(40代～)の年齢別に活動しています。

### 生活訓練

初めての方はまず、生活訓練を利用していただきます。(2年間の期限あり)  
短い時間や少ない日数(週1回から)の通所が可能です。  
生活リズムを整えるため、定期的な外出や、グループ活動、作業(仕事)に  
慣れるところからはじめます。目標を決めて、次のステップをさがします。

### 就労継続支援B型

生活リズムや病状が安定し、週3回程度、作業中心の通所ができる方が利用  
されています。就労準備をしたい方、長く通っていきたい方、両方のニーズ  
にこたえています。

### 就労定着支援

主に、当事業所から就職した方の、安定した職場定着を支援する事業です。



## 工費・交通費・利用料について



### 工賃

各作業ごとの収入を、各作業の取り組み時間 もしくは  
出来高(ポスティング配布部数)に応じて支給しています。  
(各作業ごとで時給約200～500円の幅があります。)  
例)週3日通所(10時～15時)ポスティング2地区配布:月1～1.5万円程度  
※月の工賃は、その方の作業内容と作業時間によって差があります。



### 交通費

実費での支給(日割り・後払い)になります。  
(1日上限1,200円、1ヶ月上限定期代まで。市外の方はご相談に応じます。)



### 利用料

ご本人および配偶者の収入により、利用料がかかる場合がありますが、  
ほとんどの方(税制上非課税の方)は0円です。  
外出レク等においての食事代のみ自己負担をお願いします。

## よくあるご質問

### Q 生活訓練では作業工賃はもらえませんか?



A 事業所の生活訓練では、参加した作業の工賃はお支払いしています。

### Q 就労移行支援と迷っているのですが?



A 就労移行支援事業では、2年間の期限で就職をめざしますが、もっとじっくり  
準備をしたい方、力をつけてからステップアップをしたい方が利用されています。

例1) 生活訓練利用 → 就労移行支援事業所に移籍

例2) 生活訓練(1～2年) → B型利用(1～3年) → 障害者雇用で就労